

## 生徒指導に関する内容

### 【生徒心得】

高知小津高等学校の歴史と伝統を重んじ、本校生徒である誇りと自覚に基づいた生活を送るとともに、新たな未来へ挑戦する姿勢を身に付ける。

#### 1 服装

- (1) 正しい服装は、生徒としての自覚と品位を保つのに大切な要素である。端正・質素・清潔を心がけること。
- (2) 登下校時（学校行事・部活動等も含む）は所定の服装であること。
- (3) やむを得ない理由で異装するときは、ホーム主任に異装願（所定用紙）を提出し、生徒指導部の許可を得ること。
- (4) 服装に関しては別項に定める。

#### 2 校内生活

- (1) 学校は公共施設、共同生活の場であることからマナーを守ること。
- (2) 次の場合はホーム主任、関係教員に速やかに連絡又は届け出をすること。
  - ① 遅刻・早退・欠席をするときはホーム主任へ、欠課（授業欠席）は教科担任へ。
  - ② 氏名・住所・保護者等・保証人等に変更が生じた場合や下宿する者。
  - ③ 感染症にかかった場合や近親に死亡者が生じた場合。
  - ④ 学校の施設・設備を破損した場合。
  - ⑤ 登校後の外出を希望する場合。
- (3) 各種証明書の発行について
  - ① 事務室・・・学生割引、通学証明、在学証明（生徒証明書の提示）
  - ② ホーム主任・・・卒業見込証明書
- (4) 校舎・校具・部室の使用について
  - ① 校内の施設・設備の使用は担当教員の許可を受け、大切に扱う。
  - ② 休日等の使用は、ホーム主任・部活動顧問等から予め許可を受け、指示に従う。
- (5) 校内での飲食等について
  - ① 食堂の利用は昼食時間帯（昼休み）のみとする。
  - ② 校内での飲食は、食堂、教室とする。飲み歩きは厳禁とする。
  - ③ 授業中の飲食は指示があるとき以外は禁止とし、机上に飲料等を放置しない。
- (6) エレベーターの利用について
  - ① 原則、生徒の使用を禁止する。
  - ② 障害のある者、けがを負う者の使用を認める（ホーム主任に申し出る）。
- (7) 校内美化について
  - ① 常に校内の美化に努める（ゴミを持ち込まない・落とさない・気付いた者が拾う）。
- (8) 携帯電話・スマートフォンの使用について
  - ① 携帯電話等の校内への持ち込みは許可するが、以下の事項を守ることが原則とする。
  - ② 敷地内では電源を切り使用しない。ただし放課後においては、学校生活に必要な使用は許可する。

- ③ 管理については各自が責任を持って行う。朝のSH時に主任に預けておくことがのぞましいが、自己で管理するときは、バッグ等へしまい、身に付けない。体育等他教室への移動の時は貴重品袋を必ず活用する。
- ④ スマートウォッチについては持ち込みを禁止する。

### 3 校外生活

- (1) 本校生徒として、誇りと自覚ある行動をとる。
- (2) アルバイトについて。  
アルバイトは許可制とする（ただし別途定められた「アルバイト許可規定」の確認、「許可願」の提出等の必要があるため、必ずホーム主任と部活動顧問に相談すること）。
- (3) 交友について。
  - ① 交友関係は人格形成のうえに大変重要である。互いに人格を尊重し、高めあえる関係が望ましい。
  - ② 異性との交際は、清純・明朗であること。
- (4) 次の行為は厳に慎むこと。
  - ① 飲酒・喫煙等法律で禁止されている行為。
  - ② 競輪・競馬・パチンコ店等、高校生としてふさわしくない場所への出入り。
  - ③ 公職選挙法違反にあたる行為。

### 4 生徒会活動

- (1) 活動は生徒会担当の先生の許可を得て行うこと。
- (2) 対外的集会、催物への参加、外部団体への加盟等は生徒会担当の先生を経て校長の許可を受ける。
- (3) 生徒会規約（生徒会規約を別途に定める）を守ること。
- (4) 部活動（部活動要項を別途に定める）は学校の規定に従うこと。

### 5 交通・乗り物

- (1) 通学時（自転車・徒歩）は交通法規を守る。
- (2) 公共機関の利用者は、車内等でのマナーを守る。
- (3) バイク及び普通自動車の免許取得については別項に定める。
- (4) 電動キックボードでの通学は禁止する。

### 6 その他

- (1) 生徒証明書は常時携帯し、必要のある場合はこれを提示しなければならない。
- (2) 学校生活に不必要な遊び道具・雑誌は持ち込まない。

## 【服装規定】

本校生徒は、この規定に従い、端正・質素・清潔さを旨とし、華美にながれないこと。常に正しく着こなせるよう心がけること。

### 1 制服

#### (1) 冬服

本校指定のブレザー、長袖ニットシャツ、スラックス又はスカートとし、ネクタイ又はスカーフタイを必ず着用する。女子については指定ベストを着用する。

#### (2) 合服

本校指定の長袖ニットシャツ、スラックス又はスカートとし、ネクタイ又はスカーフタイを必ず着用する。女子については指定ベストを着用する。

#### (3) 夏服

本校指定の半袖ニットシャツ又は半袖オーバーブラウス、スラックス又はスカートとし、半袖オーバーブラウスについては、ネクタイ又はスカーフタイを必ず着用する。半袖ニットシャツについては、ネクタイ又はスカーフタイの着用を推奨する。

#### (4) スラックス

ベルトを使用し着用する。サスペンダーの使用は禁止する。

#### (5) スカート

スカート丈はひざ（膝蓋骨）がかくれる長さ（ひざ下5cm程度まで）とする。

#### (6) ベルト

スラックス着用時のみ使用し、色については黒又はこげ茶を基調とした華美でないものとする。

#### (7) 靴下（ソックス）

白・黒・紺の標準型（ワンポイント可）とし、脛付近までの長さのあるものとする。但し、式典時の靴下は黒を着用する。

#### (8) ストッキング・タイツ

冬服着用時のみ着用することを可とし、色については黒又はベージュとする。

#### (9) セーター等

本校指定のニットベスト又はニットセーターを着用する。

### 2 衣替え

男女とも衣替えの時期は概ね次のとおりとする。

冬服：10月中旬～5月中旬

合服：5月中旬～6月中旬、9月中旬～10月中旬

夏服：6月中旬～9月中旬

ただし、気候により移行期間を設ける。

### 3 頭髪について

(1) 高校生として、端正・質素・清潔さを旨とし、華美にながれないことを心がけ、顔の表情がはっきりと確認できる髪形とする。

前髪－衛生的にも目にかからないようにする。また、眉を覆わない程度とする。

横髪－輪郭がわかるよう、耳にかけることを心がける。

後髪－肩より長い場合、華美でないゴムひもで結ぶことを心がける。(但し、式典時においては、肩より長い場合必ず編むか結ぶこと。)

極端な刈上げ等、長短の激しい髪形については認めない。

(2) 下記の項目の頭髪(形状を含む)及びアクセサリは認めない。

パーマメント、カール、リーゼント、アイパー、逆毛、毛染、脱色、眉や額のそりこみ等、ヘアバンド、リボン、カチューシャ、付け毛、装飾されたヘアピン等をする事。

### 4 通学靴

標準型革靴又は白・黒を基調とした運動靴とする。ハイカット、かかとの高い靴、ファッション性のある靴は禁止する。

### 5 装飾品(下記項目は禁止)

イヤリング、指輪、ピアス、エクステンション(付け毛)、口紅、色付きリップクリーム、マニキュア、アイシャドウ・アイプチ、ネックレス、ペンダント、鎖付き眼鏡、サングラス、カラーコンタクト、タトゥー(入れ墨)等

### 6 その他

(1) 冬服着用時に限り、登下校時の華美でない防寒着を可とする。但し、校舎内では着用しないこと。

(2) マフラー及び手袋は華美でないものとする。但し、校舎内では着用しないこと。

(3) 自分の持ち物すべてに名前を記入すること。

## 【運転免許取得について】

### 1 バイクモーター及び自動車の運転免許取得について

(1) バイクモーター及び自動車の運転免許取得については、第3学年の3学期授業終了後、生徒・保護者等連名の許可願いにより、学校の指導・許可を経た後自動車学校への入校を認める。ただし、就職の入社条件及び内定者で運転免許の早期取得が必要な生徒は、2学期末テスト終了後取得可。

(2) 運転免許を取得し、バイクモーター及び自動車を本人が運転することを許可するのは卒業後とする。

(3) 卒業式までに運転免許が交付された場合は、必ずホーム主任に報告し、生徒指導部へ免許証の写しを提出すること。

### 2 バイク(原動機付自転車)通学について

(1) 原則禁止とする(高知県高等学校PTA連合会決議に批准)。

(2) 地理的条件、公共機関の事情等により自宅から最寄の駅等まで許可する場合もある。

## 【自転車通学について】

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願を提出すること。
- (2) ステッカーを、自転車の後ろから判読できる位置に正しく貼ること。また、汚損した場合は新たに購入し貼りかえること。
- (3) 交通法規を守り、走行中のイヤホン装着やスマートフォン操作、信号無視や無灯火運転は絶対にしないこと。
- (4) 理由のいかんによらず、二人乗りは絶対にしないこと。
- (5) 雨天時は必ず雨衣を着用し、傘差し運転は絶対にしないこと（自転車通学者は傘を持ってこない）。
- (6) 自転車道のあるところでは自転車道を通り、並進をしないこと。
- (7) 危険な乗り方及び、歩行者や他の乗り物に迷惑をかけるような乗り方をしないこと。
- (8) 自転車置場では所定の位置に整理して置き、必ず施錠すること（駐輪場はラック式なので、タイヤの太いマウンテンバイク等は駐輪できない）。
- (9) 自転車は常に整備しておくこと（前・後ブレーキ、ライト、ベル、カゴ、スタンド、チェーンの緩み等）。ハブステップの使用は禁止する。
- (10) 万一事故等をおこした場合は、適切な対応をとり、ホーム主任に必ず報告すること。
- (11) 登下校に限らず、自転車運転中はヘルメットを着用することが望ましい。